

愛媛県庁本庁舎外自動体外式除細動器（AED）賃貸借契約仕様書

1 設置台数及び設置場所

（1）設置台数

9台

（2）設置場所

別紙「愛媛県庁本庁舎外自動体外式除細動器（AED）設置場所一覧」のとおり

2 賃貸借期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで（5年間）

3 賃貸借機器の条件等

（1）本体

ア 医療機器として薬事法に基づく厚生労働大臣の承認を得ており、過去の使用事例において安全性が確認されている機器であること。

イ 非医療従事者による使用が認められ、簡便かつ速やかに操作ができる機器であること。

ウ 出力波形は二相波（バイフェージック）方式除細動器であり、かつ、漸増式のエネルギー出力であること。

エ 日本版救急蘇生ガイドライン 2020 に対応する機器であること。

オ 常に正常な状態で使用できるためのセルフテスト機能を有し、使用の可否を本体が表示していること。

カ AED 本体に AED の使用方法と心肺蘇生法をイラストでインストラクションするカラー液晶画面が搭載されており、AED の使用方法と心肺蘇生法を音声ガイドと同期してサポートする機能を有すること。

キ 電気ショックが必要と機器が判断した後に電気ショックを行うことが不要な心電図波形に変化した場合、自動的に電気ショックを中止する機能を有すること。

ク AED 本体にある切換スイッチにより、未就学児（小学校入学前）にも対応可能なモードへ切換えができること。

ケ AED 本体は-5℃から 50℃の環境下で使用可能であり、IEC 規格 IP66 以上の防塵・防水性能を有していること。

コ バッテリー、電極パッド、AED 遠隔監視端末、キャリングバッグは AED 本体と同一メーカーの純正品であること。

サ バッテリーは待機状態で概ね 4 年の寿命を有していること。

シ バッテリー残量を本体に表示するインジケーターなどの機能を有していること。

ス 電極パッドは、本体に接続された状態で保管されていること。

セ 電極パッドは、成人／小児共用であること。

ソ 長期の使用（5年以上）に耐えうる機器であること。

タ リモート監視システムにより AED の状態を集中管理し、エラー発生時や消耗品

期限が近くなつた際にはメールにて知らせる機能を有すること。監視システムは工事不要で運用できること。

チ AED 内部に保存された救助データは AED 監視システム経由にて取出すことが可能であること。

ツ 付属品として、次のものを含むこと。

(ア) 専用キャリングケース

(イ) バッテリー 1式

(ウ) 電極パッド 2組

(エ) 救急セット 1式 (タオル、ハサミ、蘇生用マウスピース、剃刀、ペーパータオル、手袋等1式)

(オ) AED 遠隔監視端末

(カ) その他、標準的な付属品

(2) 収納ボックス、収納ケース等

① 収納ボックス (取付工事費を含む。) (1か所)

庁舎の壁面に設置する形状 (前面露出型) で、次の要件を満たすものであること (設置箇所については、庁舎管理者と打合せ)。

ア 導入する AED 本体の設置のために製造されたもので、安全性・耐久性があること (賃貸借期間の使用に耐えうるものであること)。

イ 専用キャリングケースに入れたまま収納できること。

ウ 扉が開かれたとき、または、AED が取り出された場合、周囲に緊急事態を知らせる警報が鳴ること。

エ 収納ボックスの電源は電池を使用し、別途、電源工事を伴わないものであること。

② 収納ケース (6か所)

ア 別紙「愛媛県庁本庁舎外自動体外式除細動器 (AED) 設置場所一覧」の備考欄に「収納ケース設置」と表示してある庁舎 (6か所) については、各庁舎の既存収納ケースに収納すること。

③ その他 (2か所)

ア ①及び②以外の2か所については、専用のキャリングケースに入れて、庁舎管理者が指示する場所に設置すること。(収納ボックス等は不要)

(3) 設置表示

各 AED の設置場所が確認できるものであること。

(設置箇所については、庁舎管理者と打合せ)

4 メンテナンス等

(1) 消耗品の交換

① 定期交換用消耗品一式 (電極パッド、バッテリー等) を交換時期ごとに無償交換すること。(交換時期は事前に賃借人に報告すること)

② AED 使用後に交換が必要となる消耗品 (電極パッド等) を無償交換すること。

(2) 電極パッド及びバッテリー交換後は、交換の状況を書面で提出すること。

(3) 故障等により機器の使用ができないと判明した場合、連絡に応じ、速やかに修理等を行うこと。

(4) 賃貸借期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を、賃貸人の負担により

付保すること。

- (5) 故障・盗難・破損（故意及び使用者の重過失等を除く。）等があった場合、交換・修理等を行うこと。その際、保険適用範囲外の交換・修理等の費用については、双方協議して決定すること。

5 機器の納入

- (1) AED は、設置場所に直接納入すること。
- (2) 賃貸機器の納入にかかる費用については、賃貸人の負担とし、使用可能な状態に設定し納入すること。
- (3) 設置完了は契約日から令和6年9月30日までとする。
- (4) 納入日及び設置箇所については、庁舎管理者と事前に協議を行うこと。
- (5) AED 納入時に、設置場所の庁舎管理担当職員等に対し、取扱い（日常点検・管理の方法）について説明を行うとともに、必要に応じて講習等を行うこと。

6 機器の返却

- (1) 機器の返却は賃貸借期間終了時の状態で返還するものとする。
- (2) 賃貸機器の返却にかかる費用については、賃貸人が負担すること。

7 その他

- (1) 入札に参加する者は、高度管理医療機器等販売業（貸与業）許可を有する者であること。
- (2) 本件の履行に際し、疑義が生じた場合は、必要に応じ双方協議して決定するものとする。